

中国の  
増 値 税

2028年には米国を抜いて世界第一位の経済大国になることが予想されている中国ですが、その税制については馴染みのない方も多いのではないのでしょうか。今回のコラムでは、中国の税金から「増値税」を紹介します。

その国の税収傾向を知る指標の一つとして「直間比率」があります。直接税：間接税の比率は、日本68：32、米国76：24と直接税が中心なのに対し、欧米諸国では英国57：43、独国55：45、仏国55：45と間接税が中心となっています。中国では直接税の比率は更に低く1/3程度であり、これは、そもそも共産主義国家であったことから所得税制が発達してこなかったからとも、国民の所得水準が低かったので間接税に頼らざるを得なかったからともいわれています。

中国の間接税で代表的なのが「増値税」といわれる税金です。これは付加価値税の一種で、日本の「消費税」に相当するものです。税率は13%ですが、農産品や塩、水道、石油、ガスなどは9%、金融サービスなどは6%と一部品目について軽減があります（2019年4月1日現在）。増値税の納税義務者は一般納税者と小規模納税者とがあり、年間課税販売額が500万元超の納税者は一般納税者として登録が必要であり、500万元以下の納税者は小規模納税者となり登録は不要です。一般納税者は販売額に増値税率を乗じた売上に関わる増値税額から支払った仕入に関わる増値税額を控除した差額を納付します。小規模納税者については販売額に乘じる増値税率は13%の代わりに3%と優遇される一方で、仕入税額控除が認められていません。そのため、小規模納税者の税負担の方が重くなることもあります。

なお、小規模納税者の税率については、コロナ禍の支援策の一環で更に軽減が図られています。

中国には「発票」という領収書に相当するものが存在しますが、発票には一般納税者だけが発行できる「専用発票」と小規模納税者が発行する「普通発票」があります。専用発票はインボイスに相当するもので、これがないと仕入税額控除ができません。小規模納税者は仕入税額控除に必要な専用発票を発行できないとともに、自らも仕入税額控除ができません。そのため、増値税の一般納税者は仕入先から小規模納税者を除外する傾向があり、小規模納税者は取引上不利な立場となりますが、小規模納税者であっても会計計算が健全で確実な税務資料を提供できる場合には、主管税務機関に一般納税者の登録を行えば、一般納税者になることができます。

なお、「発票」については偽造した発票を使用して脱税をすることが、かつては頻繁に行われていたようです。1993年には発票を発行するために、税務当局指定の専用機器の使用が強制されるようになりました。

今年8月に習近平国家主席は「共同富裕」のスローガンを掲げました。共同富裕とは貧富の差をなくして全ての人が豊かになることです。間接税は所得の多寡にかかわらず均等に課税されることから、所得分配機能は直接税と比較して弱いと一般的に理解されています。間接税を中心とした中国の税収傾向もこれから変わっていくかもしれません。

(参考文献)

財務省HP、ジェトロ貿易・投資相談Q&A、  
「最新 中国税務&ビジネス」中央経済社

(国際特別委員会委員 西谷 俊広)